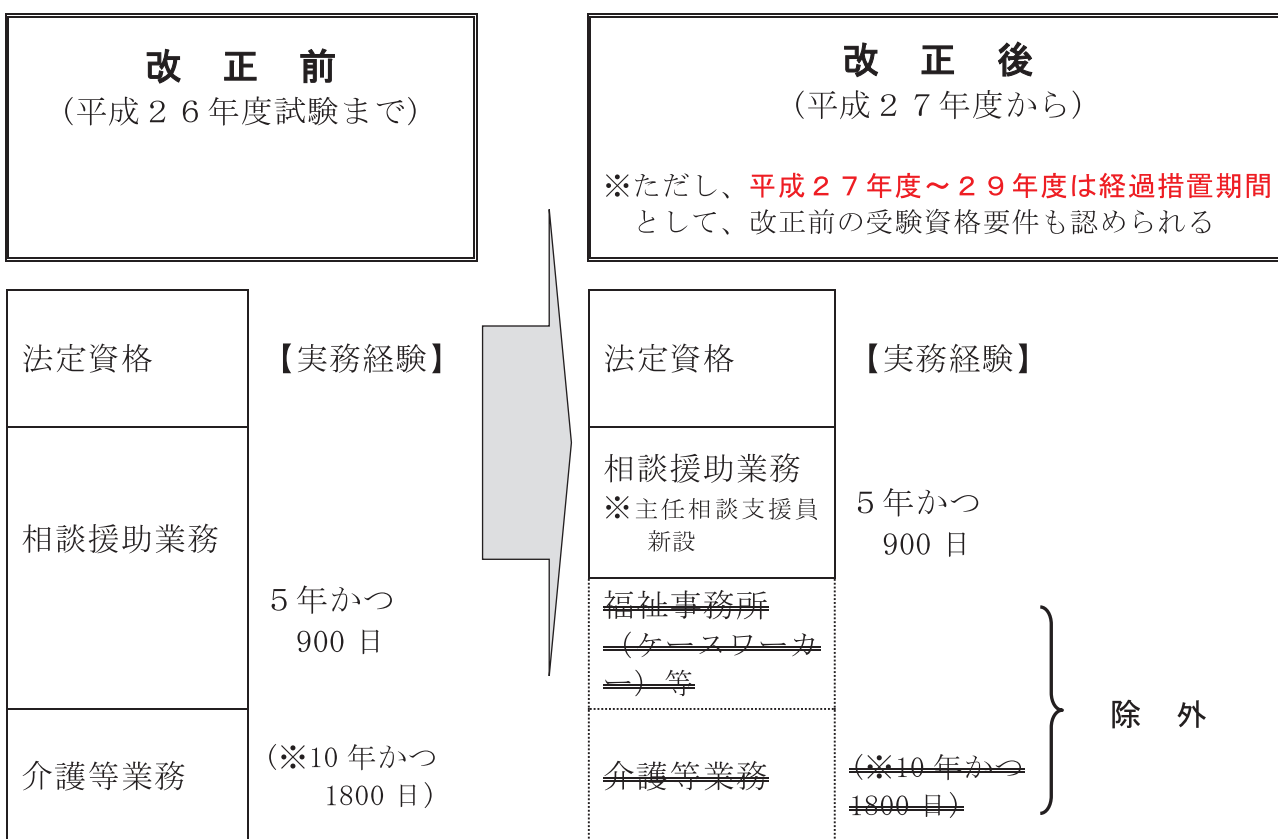


Ⅸ. 受験資格要件に関する制度変更について 参考

平成27年2月12日に公布・施行された改正省令（老発0212第2号 厚生労働省老健局長発）により、受験資格要件の改正が行われました。

改正の内容(概要)は下記(2)のとおりであり、既に平成27年度試験から適用されてきましたが、経過措置として施行後3年間（平成29年度試験まで）は、改正前の受験資格(平成26年3月31日 老発0331第5号通知によるもの)についても、受験可能な実務経験とみなすこととされてきました。経過措置が終了し平成30年度より完全移行されました。

(1) 受験資格要件の改正に関わる経過措置について



(平成27年2月12日 老発0212第2号 厚生労働省老健局長発) <抜粋>

「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について

本通知は、平成27年2月12日から適用することとする。なお、平成26年3月31日老発0331第5号本職通知に規定する実務の経験については、本通知の適用の日から起算して3年を経過するまでの間は、本通知に規定する実務の経験とみなす。

※3年間の経過措置は、平成29年度で終了しています。ご注意ください。

(2) 受験要件の改正内容(概要)

改正前 (平成26年3月31日老発0331第5号)	改正後 (平成27年2月12日 老発0212第2号)
<p>○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格(下記のいずれかの要件を満たす者)</p> <p>法定資格<実務経験5年> ○保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間が5年以上</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士。</p> <p>相談援助業務<実務経験5年> ○以下の施設等において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談対応や、助言・指導等の援助を行う業務に従事した期間が5年以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設 ・老人デイサービス事業、障害者自立支援法に基づく共同生活介護 ・福祉事務所(ケースワーカー) ・医療機関における医療社会事業(MSW)など <p>介護等業務<実務経験5年又は10年> ○以下の施設等において、要介護者等の介護・介護者に対する介護に関する指導を行う業務に従事した期間が、</p> <p>①社会福祉主事任用資格者や訪問介護2級研修修了者であれば5年以上、</p> <p>②それ以外であれば10年以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設 ・老人居宅介護等事業、障害者自立支援法に基づく居宅介護 など 	<p>○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格(下記のいずれかの要件を満たす者)</p> <p>以下の1～5を通算して5年以上</p> <p>1. 法定資格保有者 保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間</p> <p>(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士)</p> <p>2. 生活相談員 生活相談員として、(地域密着型)介護老人福祉施設・(地域密着型)特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間</p> <p>3. 支援相談員 支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間</p> <p>4. 相談支援専門員 障害者総合支援法第5条第16項及び児童福祉法第6条の2第6項に規定する事業の従事者として従事した期間</p> <p>5. 主任相談支援員 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する事業の従事者として従事した期間</p>